

ご利用の手続き



■グリーンボランティア保険利用にあたって

- 本保険にご加入するにはNPO 法人森づくりフォーラムへの登録が必要になります。
- NPO 法人森づくりフォーラムへの登録には、保険料とは別に登録手数料をご負担いただきます。
- 登録手数料(年度更新)

1. 森づくりフォーラム団体会員：免除
2. 任意団体/NPO 法人：2,000 円
3. 上記1,2 以外の団体：4,000 円

※毎年4月1日を年度の始まりとし、翌年3月31日までの登録料となります。途中で加入された場合も、登録料は同一です。毎年更新料(登録料と同額)をご入金いただくだけで、翌年以降は加入できます。

■ご利用の流れ

下記文中の「**包括契約登録票**」「**保険加入依頼書**」「**事故報告兼事故証明書**」は、森づくりフォーラムHP内「グリーンボランティア保険」にてpdf データを掲載しております(ダウンロード可)。



ステップ1

グリーンボランティア保険登録

「グリーンボランティア保険包括契約登録票」に必要事項を記入し、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXする。



ステップ2

活動実施の前日までに

- ①加入手続きの前に「重要事項説明書」を確認する。
- ②活動実施日前に、「保険加入依頼書」の上段「活動予定日通知欄」の部分に、必要事項(全項目)を記入し捺印の上、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送する。

[注意] 下記の場合は保険が適用されませんので、ご承知ください。
○団体登録のみで、活動実施日前の「保険加入依頼書」の提出がない。
○「保険加入依頼書」内の「活動予定日通知欄」に必要事項が正しく記載されていない。



ステップ3

活動終了時に

- ①翌月の15日までに1ヵ月分の活動内容について、1行事毎に「グリーンボランティア保険加入依頼書」の下段「活動実施報告欄」に必要事項を記入し、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送する。
- ②保険料を「活動実施報告欄」の記載内容に基づいて翌月15日までに振込む。

[注意] ○第1種の行事につきましては、参加した方全員の名簿(氏名・住所・電話番号)の備え付けが必要です。引受保険会社が必要と認めた場合には、全員の名簿提出が必要となります。○第2種の行事につきましては、実際に参加した全員の名簿の提出が必要となります。
○天候不良等で活動が中止となった場合、活動実施報告欄にその旨を記載し、必ずFAXで報告してください。その場合、保険料は発生しません。

■銀行振込・郵便振替の口座(恐れ入りますが振込手数料はご負担ください)

銀行振込	振込の際、団体名の前に登録番号をご記入ください。 例) 12345 モリヅクリフォーラム
	■保険料専用口座 (登録手数料の口座は別です) 三菱UFJ銀行/三鷹支店/普通 口座番号：1183002 口座名義：特定非営利活動法人 森づくりフォーラム 代表理事 内山 節(ウチヤマ タカシ)
郵便振替口座	口座番号：00170-4-574823 口座名称：グリーンボランティア保険事業部

問い合わせ窓口

登録および事務処理手続きのお問合せ連絡先	NPO 法人森づくりフォーラム TEL：03-3868-9535 FAX:03-3868-9536 ホームページURL：http://www.moridukuri.jp/hoken/insurance.htm
取扱代理店	トキワ TEL：0120-290-296 FAX：050-3730-7450 メールアドレス：green.volunteer.hoken@gmail.com
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

森林や野外でのボランティア活動を主催する皆様へ

1年間に
森で活動中に
ケガをした人がいる団体

▶鎌でケガ
▶転倒・滑落
▶ハチ刺され

25%*

▶チェーンソーや刈払機による事故
▶植物のトゲやかぶれ

事故の予防が何より大事ですが、どんなに安全対策をしても「まさかの事故」は起きるもの。
グリーンボランティア保険は、主催者もボランティアのみなさんも参加する上で必要な「まさかへのそなえ」です。

*ケガには熱中症を含む。平成27年1月1日～12月31日までの1年間を対象期間とした「森林づくり活動についての実態調査」で、「1年間の森林づくり活動中にケガをしてしまった方はいますか」の設問に対し25%が「いる」と回答。

森林や野外で
活動する団体のための

グリーン ボランティア保険

グリーンボランティア保険は「行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険」
「国内旅行傷害保険」「施設賠償責任保険」で構成される保険商品のペットネームです。

特長

- ▶チェーンソーや刈払機など動力使用も含めた作業が対象(第2種でのお引き受けに限ります。)
- ▶保険加入者は行事主催団体
- ▶実参加者数に応じて保険料を払う後払い方式
- ▶活動中止時は保険料の発生なし

概要

- ① 傷害保険：参加者がボランティア活動中にケガをした場合の保険です。
- ② 賠償責任保険：活動中、他人にケガを負わせたり、他人の持ち物を壊したりした際に、主催者側や参加者が賠償する場合の保険です。



NPO法人森づくりフォーラム

このチラシは「グリーンボランティア保険」の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、NPO法人森づくりフォーラムのホームページに掲載されている「グリーンボランティア保険のご案内」および「重要事項説明書」をご確認ください。詳細はご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、グリーンボランティア保険の内容について、ご不明の点がありましたら、代理店にお尋ねください。

グリーンボランティア保険について



■契約方式

- この保険は、NPO法人森づくりフォーラムが契約者となり、活動日前日までに「グリーンボランティア保険包括契約」の登録をし、活動日までに「グリーンボランティア保険加入依頼書」を契約者に提出したボランティア団体の代表者、その構成員および団体の行うグリーンボランティア活動に参加する方を被保険者（保険の対象となる方）とする包括契約です。
- 本保険を利用するためには、NPO法人森づくりフォーラムへの登録が必要です（別途登録料が必要となります）。
- 保険証券を請求する権利、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則としてNPO法人森づくりフォーラムが有します。

■補償内容（加入タイプ別）

		加入タイプA	加入タイプB	加入タイプC	
傷害部分	本人の事故	死亡保険金	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 40万円～1,000万円	後遺障害の程度に応じて 80万円～2,000万円	後遺障害の程度に応じて 120万円～3,000万円
		入院保険金	日額5,000円	日額10,000円	日額10,000円
		通院保険金	日額3,000円	日額5,000円	日額5,000円
		手術保険金※1	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		
賠償責任部分	対人・対物共通 1名1事故につき	支払限度額：5,000万円 免責金額(自己負担額)：なし			

注意：傷害保険のお支払い対象となる事故が発生した場合には30日以内に、また賠償責任保険のお支払い対象となる事故が発生した場合には遅滞なく、ご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

■ご負担いただく保険料

- ①保険料：下記傷害部分保険料と賠償責任部分保険料との合計額（傷害部分あるいは賠償責任部分のどちらか一方だけではご利用いただけません）。
- ②この保険の保険料相当額：ボランティア活動主催者、もしくは参加者のご負担です。
- ③賠償責任部分：1活動あたりの最低保険料1,500円
（※注意：参加者数50名以下の場合、1活動あたりの保険料が1,500円となります）。

第1種

作業に動力を使用しない場合、かつ活動期間が1日の場合

（行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険、施設賠償責任保険）

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
傷害部分 ※1	1人につき 53円	1人につき 104円	1人につき 136円
賠償責任部分	参加者1人につき 30円 ただし 1活動の最低保険料 1,500円		

※1 第1種の傷害部分保険料は1日あたり平均被保険者数が50名以上499名以下の場合の団体割引率5％を適用しております。

第2種

作業に動力を使用する場合、または活動期間が2日以上（1泊2日以上）の場合

（国内旅行傷害保険、施設賠償責任保険）

	保険期間	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
傷害部分※1	2日（1泊2日）まで	1人につき 383円	1人につき 708円	1人につき 861円
	4日（3泊4日）まで	1人につき 463円	1人につき 857円	1人につき 1,044円
	7日（6泊7日）まで	1人につき 548円	1人につき 1,016円	1人につき 1,245円
賠償責任部分	参加者1人、1日につき 30円 ただし、1活動の最低保険料 1,500円 ※2			

※1 住居を出発してから住居に帰着するまでの期間で設定してください。また、補償期間（保険期間）は最長1ヵ月まで設定できます。6泊7日超の保険料については、取扱代理店までご確認ください。※2 活動期間が2日以上の場合、賠償責任部分の計算における参加者人数は全期間の延べ人数で計算します。

■対象行事

- 森林、公園、川、海辺等における自然観察・調査、クラフト制作、清掃作業またはチェーンソーもしくは刈払機など同等の動力工具※1の利用など営利を目的としない活動※2
- ※1 同等の動力工具とは薪割り機、木材破碎機、ロゴソーもしくは電動丸ノコを言います。それ以外の動力工具を使用する場合は加入依頼書提出前に事前にお問合せ下さい。
- ※2 チェーンソーもしくは刈払機など同等の動力工具※2を利用する活動の場合は、第2種でのお引受けとなります。

■加入対象者

NPO法人森づくりフォーラムへの登録をし、活動前の必要手続きを済ませた団体の行うボランティア活動の参加者

お支払いする保険金の種類と概要



下表ではグリーンボランティア保険でお支払い対象となる保険金の種類とその概要を記載しております。

- 傷害保険（第1種）：ボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。
- 国内旅行傷害保険（第2種）：日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（保険の対象となる方）がケガをした場合に保険金をお支払いします。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	●契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が「限度」となります。	●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ（特別危険担保特約をセッとし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります（第2種の国内旅行傷害保険に限りません。）。） ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。	等
	手術保険金	治療を目的として公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術科の算定対象として列挙されている手術※1または先進医療※2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。※3 ※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ※3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払できません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等※1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、および三内式シーネをいいます。	
賠償責任保険		グリーンボランティア活動中に、その活動、もしくはその活動のために被保険者が所有、使用、管理する全ての動産、不動産に起因して他人に身体障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、1事故について支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	●被保険者または保険契約者の故意に起因する損害 ●戦争、変乱、暴動などに起因する損害 ●地震、噴火、津波、洪水または高潮に起因する損害 ●被保険者の同居の親族に対する賠償責任 ●自動車、原動機付自転車、施設外にある船などの所有、使用、管理に起因する損害。 ●被保険者（※）が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。 （※）①記名被保険者②記名被保険者の使用人③記名被保険者の構成員④「グリーンボランティア保険加入依頼書」を契約者に提出したボランティア団体の代表者、構成員⑤団体の行うグリーンボランティア活動の参加者

※注意：上表の保険金のお支払に関する詳細情報や、「ご加入の際のご注意」「ご加入後のご注意」および「個人情報の取扱いに関するご案内」は、NPO法人森づくりフォーラムのホームページに掲載されている「グリーンボランティア保険のご案内」および「重要事項説明書」でご確認ください。

⚠ 万一事故が発生したら

遅滞なく（傷害保険については30日以内）、「グリーンボランティア保険事故報告書兼事故証明書」に以下の項目をご記入の上、代理店「トキワ」までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。①加入団体名 ②加入者の氏名・連絡先 ③事故日時 ④事故場所 ⑤事故状況 ⑥入院または通院される病院名・連絡先 ⑦団体責任者の事故証明 ⑧被害者の氏名・連絡先（賠償事故の場合） ⑨受けた損害賠償請求の内容（賠償事故の場合）
※保険金の請求時には、団体責任者またはこれに準ずる者が発行する、ボランティア活動参加中であることの証明書の提出が必要です。
※ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

登録更新の手続きについて

◆一度ご登録いただくと、年度途中でのタイプの変更はできませんのでご承知おきください。◆毎年、更新していただく方式で、登録手数料（更新手数料）のお支払いのみで登録の更新手続きは完了します。尚、登録内容に変更が生じた場合は包括契約登録票で変更をFAXでお知らせください。